

令和 7 年 度 予 算 編 成 方 針

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう令和 3 年 4 月、私は市長に就任し、感染防止対策や緊急経済対策に全力を注ぐとともに、新たに策定した総合計画に基づき、子育て支援や教育環境の充実、市民の安心安全の確保、文化・スポーツの振興など、「豊かで暮らしやすいまち」の実現に向け邁進してまいりました。

翻って、昨今の経済状況をみると、円安基調に伴う物価の上昇が継続しており、賃金改善の動きがみられるものの、中東情勢の緊迫化による影響が懸念されるなど、景気の先行きは、依然見通せない状態です。

先般改訂した中期財政フレームにおいて、本市の財政状況は、当面、歳入は一定水準で推移する一方、歳出は物価高の影響による物件費や工事費の上昇に加え、大型プロジェクトの進行に伴い公債費負担も大きくなることから、経常収支比率が悪化し、厳しい局面が続く見込みです。

また、私たちの暮らしにおいては、少子化に伴う人口減少や労働力不足、頻発する地震や温暖化に起因する異常気象といった自然災害リスクへの対応など、行政だけでは完結できない課題に直面しています。

このような状況のもと、国においては地方創生を「日本経済の起爆剤」と位置付ける新たなリーダーが誕生し、地方においても、これを好機ととらえ、地域の多様な主体がそれぞれの得意分野を活かし、協働して、豊かで持続可能な社会の構築に挑んでいかなければなりません。

厳しい財政状況のもとではありますが、職員各位におかれては、「政策集団の一員」としてこれまで培ってきたネットワークやスキルを駆使し、丸亀に暮らす地域の皆様に、今まで以上にしあわせを実感いただける予算編成に取り組むよう、ここに指示いたします。

1. 総括的事項

(1) 本市の財政状況と今後の見通し

令和5年度決算は、前年度に比べ歳入面は地方交付税や建設事業の増加に伴う国庫補助金が増加した一方、歳出面は人件費や扶助費といった義務的経費が増加するとともに、物価高騰に伴う光熱費や委託料などの物件費も増加したことから、財政の硬直度を示す経常収支比率は0.2%悪化し、93.6%となった。

先般改訂した「中期財政フレーム」では、経常的一般財源は、公債費や物価高騰に伴う物件費の増加、公共施設の老朽化対策などの投資的経費の増加により、令和6年度は約64億円の財源不足、令和10年度までの5年間では前回改訂時より約121億円増となる約333億円の財源不足が見込まれる厳しい状況である。

一方、一般会計所管の基金については、財源不足を補うためモーターボート競走収益基金から約20億円、財政調整基金から約14億円など、全体で約48億円を取り崩したものの、モーターボート競走事業会計からの繰入金約90億円を積み立てたことから、年度末残高は前年度と比較して約46億円増加した。

現時点では好調なモーターボート競走事業会計から多額の繰入が続き、一定の基金残高が確保できているものの、多額の繰入も恒常的なものではなく、また、今後経常的一般財源で経常経費の一般財源所要額を賄えない状況も見込まれること、さらには、現行の建設事業計画や財政状況が続くと想定すれば、令和14年度には基金が枯渇することも懸念され、決して楽観視できる財政状況にはない。

そこで、令和7年度の予算編成にあたっては、既存事業の成果と課題を十分に検証するとともに、社会・経済情勢の変化や市民ニーズ、本市財政への影響も踏まえたうえで編成作業に臨み、予算化すべき事業を精査すること。

(2) 決算特別委員会などの意見を踏まえた予算編成

決算特別委員会の令和5年度決算審査や市議会からの提言書、行政評価（外部

評価)において各委員から示された意見等については、部長マネジメントのもと、事業の必要性、効果、財政負担など、多方面から十分に検証すること。なお、検証にあたっては検証経過や予算への反映理由を整理のうえ、説明責任が果たせるようにしておくこと。

2. 編成にあたっての基本原則

- (1) 予算編成にあたっては、総計予算主義の原則に基づき、可能な限り予定される歳入歳出を的確に把握し、関係各課と密接な連携を図りながら年間を通した予算編成を行うこと。
- (2) 当初予算は、原則として継続事業、投資的経費では実施設計まで整った事業のみを要求することとし、業務改善や自治体経営改善につながるものを除き、新規事業は認めない。(新規事業は補正予算での協議とするが、法改正などにより補正予算での対応が困難な事業については、当初予算で要求すること。)
- (3) 総合計画後期基本計画に掲げられた施策については、確実な進捗を図るとともに、現在集中的に取り組んでいる「人づくり石垣プロジェクト」に示す事業を推進し、本市教育大綱の理念の具現化を図ること。
- (4) 本市が持続可能なまちとして発展し続けることができるよう、SDGsやゼロカーボンシティの推進に配慮した予算編成を行うとともに、みんなでまちづくりを進めるため、多様な主体との協働や連携の可能性について検討すること。

3. 重点的施策

令和7年度は、第2次総合計画後期基本計画最終年度となるため、優先度や進捗を踏まえ、次に掲げる取組については、重点的施策として展開する。

① 心豊かな子どもが育つ(教育・子育て支援の充実)

⇒人づくり石垣プロジェクト、教育・保育環境の整備、待機児童対策

② 安心して暮らせる（生活基盤・防災）

⇒カーボンニュートラルの推進、災害対応、公共交通対策、中心市街地活性化

③ 活力みなぎる（産業・観光交流）

⇒事業者支援、産業の振興、後継者・担い手の育成・確保

④ 健康に暮らせる（健康・地域福祉）

⇒重層的支援体制のスタート、共生社会の実現

⑤ みんなでつくる（生きがい・誇り）

⇒市民協働の推進、男女共同参画、D Xの推進、文化芸術の振興

4. 主な編成手法

(1) 一般財源の見積もり

経常的な経費に係る一般財源は、前年度当初予算で配分した額を上限に要求するものとするが、さらに予算査定において財務課で一件審査を実施する。

(2) 業務手法の見直しによる人的資源の有効活用

行政サービスの提供にかかる財源と人員は限られており、既存事業を維持したまま新規事業や拡大事業に充てる財源や人員を捻出することは困難である。

最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、成果が見込めないものは、「止める」、「休止する」、「集約する」、「改める」など、あり方を見直すとともに、サービスの質の確保や新たな効果が期待できるものについては、民間委託や協働・官民連携による業務遂行、担い手発掘を検討するなど、従来の業務手法を見直し、事業遂行に最適な財源と人員の配分となるよう編成作業を行うこと。

5. 経費の見積もり

(1) 経費の見積もりにあたっては、すべてに対して説明責任を果たせるよう部内で十分に意見を調整し、議会や市民に理解をいただける額を計上すること。

- (2) 既存事業については過去の不用額なども点検し、実績を適切に踏まえること。
- (3) 当初予算における新規事業及び拡大事業は原則として認めない。補正予算として計上する際には、既存事業の見直しによる財源確保（スクラップ・フォー・ビルド）を徹底するとともに、事業の終期や見直し時期の設定にも努めること。
- (4) 経常的経費については、上記４－(1)の一般財源と各部に属する特定財源の範囲内で経費を見積もること。
- (5) 政策的経費については、当該年度のみならず将来負担の見込額等についても十分な精査を行い、必要な資料等を備えて査定等に臨むこと。
- (6) 各種補助金については、費用対効果や補助率、限度額などの適正性を検証し、所期の目的達成度や効果の薄いものは、廃止や終期を整理し予算計上すること。
- 特に、団体に対する補助金については、その団体の決算状況における内部留保金なども確認し、必要以上の補助金を支出することがないように留意すること。
- (7) 人件費については、勤務体制や組織機構も考慮のうえ、職員課、政策課、財務課で調整し、予算科目ごとに職員数及び予算計上額を提示することとする。
- 特に、時間外勤務手当については、別途予算編成要領に定める「時間外勤務手当見積書」を参考に積算するため、各部課においては、新年度における増額影響だけでなく、減額影響についても適正に提出し、計上額が過大とならないよう留意すること。
- (8) 会計年度任用職員については、正規職員数の動向にも留意し、各部課において、改めて必要性や必要人員、雇用時間などを見直し、職員課と調整のうえ要求すること。
- (9) 扶助費については、国の施策動向等の情報収集に努め、十分に調整・精査を行い、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう留意すること。
- また、市単独事業については、事業手法や給付水準、効果など制度を継続する合理性等を検証し、必要な場合には積極的に制度改正を行うこと。

(10) 投資的経費については、事業の必要性、緊急性、事業効果、将来負担などを検討したうえで、個別施設計画等をもとに計上すること。

財政状況に鑑みると全体的な事業費が限られること、また今後の公債費抑制に向けた事業の平準化が不可欠であるため、優先順位を付して要求すること。

① 新規事業は原則として、補正予算での対応とする。

② 当初予算で要求する事業は、原則として、継続的な事業、実施設計が整っている事業及び早急に実施しなければ市民の安全確保や施設運営に支障をきたす新規事業とする。

③ 市債を財源とする事業については、事業費の縮減を図り、市債発行の抑制を行うこととする。

④ 昨今、事業費を翌年度に繰り越して予算執行する事例が見受けられることから、当該年度に執行できる事業内容を適切に見積もること。

6. 財源の確保

(1) 市税については、課税客体の正確な把握とともに、引き続き徴収率の向上を図り、税収の確保に努めること。

(2) 税外債権については、債権管理指針や私債権の管理に関する条例などを踏まえ、債権管理の適正化に向けた取組を徹底し、債権ごとに設定する取組目標を可能な限り歳入予算に反映するとともに、滞納処分や裁判所を通じた強制徴収等を実施し、適切に債権回収を図ること。

(3) 国・県支出金は、予定されていた補助額が削減され、事業の縮減や一般財源による肩代わり等、行財政運営に影響を与える事態が発生しないよう、予算確定に至る最終局面まで最新情報の捕捉に努め確実性のある額で見積もること。

(4) 補助事業であっても費用対効果を十分に検証したうえで事業を実施するとともに、安易に事業を開始し、結果として国や県の補助期限が終了してもなお一

般財源の負担により事業を継続せざるを得ない事態とならないよう、事業の選択にあたっては、補助金の期限をはじめ、その事業の必要性や継続性などを十分に検討して取り組むこと。

- (5) 新規事業の実施はもちろんのこと、既存事業についても、国・県支出金に限らず、財団や民間団体などによる支援情報を改めて確認・収集し、捕捉可能な財源を確実に計上するとともに、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの寄附金等、財源確保に向けたあらゆる方策を検討すること。
- (6) 施設使用料については、物価上昇も考慮し、受益者負担の公平・公正の観点から、「施設使用料設定指針」を踏まえ、見直しも検討すること。

7. 特別会計について

- (1) 地方財政健全化法により一般会計、特別会計の枠を超えた連結ベースでの市の財政状況が問われており、各事業会計の健全財政に向けた積極的な取組が必須であり、単なる赤字解消の繰出は行わないことを基本とする。
- (2) 各事業会計の趣旨や独立採算の原則を踏まえ、これまで以上に使用料などの市民負担の適正化を基本として、財源確保に最大限の努力を行うこと。

また、将来に向けた収支の健全化を目指し、一般会計からの繰入金に過度に依存することのないよう長期的視点での経費の見直しや合理化に取り組み、事業の目的達成に努めること。

一件審査による予算編成

区 分	予 算 編 成 方 法 及 び 経 費 の 内 容
主体的経費	一般財源と自らが確保し得る特定財源の積算額により、計上された予算に対し一件審査を行う。 ■ 下段の義務的経費、投資・臨時的経費以外の経費 ■ 重点的施策・新規事業については調書等により審査
義務的経費	一件審査を経て予算編成を行う。 ■ 議員・会計年度任用職員報酬、特別職・一般職給与費 ■ 扶助費 ■ 公債費 ■ 特別会計繰出金 ■ 分担金・負担金（中讃広域等負担金など財務課が指定するもの）
投資・臨時的経費等	一件審査を経て予算編成を行う。 ■ 普通建設事業費（工事費、建設関連委託料、用地取得費、関連経費） ■ ※事業には必ず優先順位を設定すること ■ 備品等購入費（概ね一件100万円以上の物品等） ■ 債務負担行為等に係る事業費（財務課が指定するもの） ■ 地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理料 ■ 積立金 ■ 予備費 ■ 臨時的・緊急避難的な措置が必要な事業費 ■ ※臨時的経費についても必ず優先順位を設定すること